令和７年玉村町議会第２回定例会会議録第３号

令和７年６月４日（水曜日）

議事日程　第３号

令和７年６月４日（水曜日）午前９時開議

日程第　１　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１人）

１番	羽鳥光博君	２番	堀越真由子君
３番	松本幸喜君	４番	笠原則孝君
５番	小林一幸君	６番	月田　均君
７番	備前島久仁子君	８番	三友美惠子君
９番	髙橋茂樹君	１０番	浅見武志君
１２番	新井賢次君		

欠席議員（１人）

１３番	石内國雄君

説明のため出席した者

町長	石川眞男君	副町長	萩原保宏君
教育長	鈴木寛史君	総務課長	齋藤善彦君
企画課長	関根伸行君	税務課長	貫井利行君
健康福祉課長	岡田寛子君	子ども育成課長	今井理恵子君
住民課長	丸山智志君	環境安全課長	齋藤　博君
経済産業課長	平野敏行君	都市建設課長	原田英樹君
上下水道課長	上村明弘君	会計管理者 兼会計課長	関根聡子君
学校教育課長	青木栄二君	生涯学習課長	畑中哲哉君

事務局職員出席者

議会事務局長	齋藤　恭	局長補佐	萩原　穣
庶務係兼 議事調査係	飯田麻友		

○開　　議

午前９時開議

◇副議長（新井賢次君）　着席願います。おはようございます。

石内議長は、体調不良のため欠席です。地方自治法第１０６条第１項により、副議長の私が、議長の職務を行います。よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は１１名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第１　一般質問

◇副議長（新井賢次君）　日程第１、一般質問を行います。

３日に引き続き順次発言を許します。

初めに、９番髙橋茂樹議員の発言を許します。

〔９番　髙橋茂樹君登壇〕

◇９番（髙橋茂樹君）　おはようございます。昨日の一般質問で、やはり元気よく挨拶したほうが、ということで、今皆さんにおはようございますの挨拶をしました。議席番号９番髙橋茂樹です。議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。

本日の質問事項の１点目は、下水道事業についてです。その中の１つ、玉村町の下水道の計画区域はということで問います。

次に、現在の下水道の工事の進捗状況及び接続状況を教えてもらいたいと思います。

次に、下水道接続の負担金の賦課条件は今どのようになっているか。

次に、下水道の接続可能、不可能の要件はどのようになっているか問います。

２点目として、町の経済支援について。ちまたでは、トランプの関税で騒がれていますけれども、今の経済支援については、長期的な不景気の中と米の問題がある中ですが、今年度の補正予算で可決した、緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業の補助金について問います。

次に、令和７年３月の一般質問の、五料・飯倉地区の田の水利改善は、の質問の、答弁の進捗状況は、現在どのようになっているか問います。

３点目として、小中学校の現状についてです。その中で、現状はいろいろあると思いますけれども、不登校の生徒の実態と、玉村町の不登校の生徒に対する対策はどのように取っているか。

それから、昨今生徒の数も少なくなってきたし、先生の数も少なくなっている中、中学校の部活の現状は、どのようになっているか尋ねます。

以上、町長、教育長にお尋ねします。

◇副議長（新井賢次君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　おはようございます。それでは、髙橋茂樹議員のご質問にお答えします。

まず初めに、下水道事業についてお答えします。１点目の、下水道の計画区域についてですが、町では公衆衛生の向上並びに公共用水域の水質保全を図るため、群馬県による利根川上流流域下水道県央処理区の流域関連公共下水道として昭和５６年度に全体計画を策定し、計画区域を順次拡大しながら現在まで建設を進めております。現在の全体計画区域につきましては、町内の農地や都市計画上の工業専用地域などを除いたほぼ全域を計画決定しており、計画面積は９６６．４ヘクタールとなっております。

次に、２点目の下水道工事の進捗状況及び接続状況についてですが、行政人口に対する下水道処理区域内人口の割合を示す、下水道処理人口普及率については、令和６年度末時点で９３．５％となっており、令和８年度末までに当該普及率を９５％以上にすることを目標としております。なお、現在は五料地区を中心に整備を進めているところです。

また、下水道処理区域内人口に対して、実際に下水道に接続している人口の割合を示す水洗化率については、令和６年度末時点で８７．６％となっており、さらなる水洗化率向上のため、下水道への早期接続について周知、啓発活動に取り組んでいるところです。

次に、３点目の負担金の賦課条件についてですが、公共下水道の整備には多くの時間と多額の費用がかかります。建設財源の主なものとして、国からの補助金や地方債がありますが、下水道の整備によって利益を受けられる方にも、建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金制度です。下水道工事が完了し、４月１日から新たに下水道が供用開始となった区域内の土地所有者に対して、所有地の確認をしていただくとともに、実際の受益者を決めるための申告をしていただいております。

負担金等につきましては、下水道事業受益者負担に関する条例及び同施行規則で算出方法等を定めており、現在、下水道整備済み区域内の土地について、１平方メートル当たり２４０円となっております。ただし、土地の利用形態や利用状況によって、徴収猶予及び減免または免除の対象地を申請に応じて審査決定しています。主な申請内容としては、徴収猶予では、一般住宅地が５００平方メートルを超えるもの、田畑、山林などがございます。また、減免については、公共施設や社会福祉施設で利用するもの、免除については、公道と同様に道路として供しているものや、消防団が使用するものが挙げられます。公共下水道事業者により受益者負担金の算出方法は異なりますが、当町のように土地の広さに単価を乗ずる方法が最も一般的であります。

次に、４点目の下水道の接続可能、不可能要件についてですが、下水道への接続については、計画区域内であることを原則として、その他の要件としては、下水道関連の法令により排水の水質基準が定められており、当該基準を超過している排水は下水道に流せないことになっております。水質基準を超過する排水を扱う事業場などは、除外施設と呼ばれる処理設備を設置し、排水を水質基準に適合させた上で下水道に接続する必要があります。一方で、県央処理区の方針として、１日当たり

１，０００立方メートル以上の排水量を持つ大規模工場の工場排水は原則見込まないこととしております。また、工業専用地域については、健康項目に係る有害物質の流入する可能性をゼロにする考えから、町の全体計画において不可能要件に設定しております。

次に、経済支援についてお答えいたします。まず初めに、今年度の補正予算で可決した、緊急経済対策住宅等リフォーム支援事業の補助金についてお答えします。既に、５月２６日の全員協議会でご説明させていただきましたとおり、この補助金は、物価高騰対策に対する国の「重点支援地方交付金」を活用して、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を促進するため、町内の施工業者によって住宅等の改築等工事を行う者に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助金として交付するとともに、町民の生活環境の向上を図ることを目的としております。

補助対象者は、町内の住民基本台帳に登録され、または外国人登録原票に登録されている者で、また、店舗等の場合については、町内に店舗等がある個人、法人となります。補助額は、補助対象工事に係る金額の１００分の２０に相当する額とし、その額が１０万円を超える場合は上限１０万円となります。申請の受付期間は、令和７年８月１日から１２月２６日までとなりますが、予算がなくなり次第、受付は終了となります。

次に、令和７年３月の一般質問の、五料・飯倉地区の田の水利改善は、の質問の、答弁の進捗状況についてお答えします。現在、五料・飯倉地区を中心とした農地につきましては、五料・飯倉地区農地利用活性化基本構想に基づき、新たな農地の有効活用に向けた取組を進めております。髙橋議員のご指摘のとおり、田んぼに対する水利改善は町としても大変重要であると認識しておりますが、本地区につきましては、一団の農地であることや、県道に近接していることによる交通アクセスの優位性があり、農業先進地区として大変ポテンシャルが高い場所でありますので、農業系企業誘致の可能性も含めて、今までにない新しい農地利用の形態を模索しております。

具体的に申し上げますと、まずは企業参入の検証に必要となる、本地域の特性や諸条件、支援メニューなどの情報を集約した、農業系企業誘致ガイドラインを本年度中に作成し、効率の高い情報コンテンツの構築を進めます。また、群馬県が実施する、農地の見える化を促進する、農業版企業誘致デジタルパンフレット事業の県内モデル自治体に立候補し、インターネット上で農地の状況を見ることができる、デジタルパンフレットの公表を群馬県とともに目指し、本地区に係る情報リーチ度を高めます。さらに、特産品開発について、適地適作を基本として、現在、奨励作物の選考を始めており、本町を象徴する特産品について模索しております。今後も五料・飯倉の新しい農業の創出が図れるよう、順次取組を進めてまいります。

次の小中学校の現状についてのご質問は、教育長からお答えします。

◇副議長（新井賢次君）　教育長。

〔教育長　鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君）　おはようございます。髙橋茂樹議員の、小中学校の現状についてのご質問

にお答えいたします。

まず、１つ目の、不登校の児童生徒の実態と対策についてですが、玉村町において、令和６年度、年間３０日以上欠席した不登校児童生徒数は、小学生３６名、中学生４６名となっております。特に小学生において増加傾向となっております。個々の状況を分析すると、不登校に至った原因やきっかけも様々であり、解決への糸口が見いだせないケースも少なくありません。ただし、長期間にわたって家族以外の人と全く関わりを持っていない児童生徒は今のところおらず、学校行事に参加したり、定期的に学校や自宅で担任と面談したり、町の教育支援センター「ふれあい」や民間のフリースクール等に通室したりしており、学校外で友達と交流できている子供もおります。

このような状況下において、町教育委員会といたしましては、ますます深刻化する不登校問題をはじめ、多様化する子供たちの支援について、新たな対応策を講じる必要があると判断し、今年度、各小中学校に校内教育支援センターを設置しました。昨日、松本議員のご質問に対する答弁でも触れましたが、この校内教育支援センターは、様々な要因により、教室に入って友達と一緒に授業に参加することが難しい児童生徒が、個別あるいは集団での適切な支援を受けながら社会的自立を目指して学べる場所で、不登校傾向を有する児童生徒に対しても有効な手だての１つであると考えております。

教員免許を有し、豊富な教職経験を持つ支援員が核となりながら、学校全体として不登校傾向を持つ児童生徒やその保護者への丁寧な対応に努めることにより、不登校対策に一石を投じることができるのではないかと期待をしております。まだスタートして間もない段階ですが、各学校では、子供たちの実態に応じた様々な工夫を行いながら、この校内教育支援センターを積極的に活用していこうとする意欲が強く感じられます。ある小学校からは、数年間登校できなかった児童が、そのような場所ができたのであればと、今年度から登校するようになり、教室にも行けるようになったとの話も聞いております。また、別の小学校では、教室に入れなかった子供が、支援員の先生が来る日は朝から登校し、支援室で一緒に勉強に取り組むようになったとのことでした。さらに、保健室で過ごすことが多い子供に対し、支援員自らが保健室に出向いて声をかけて対応したり、時には支援教室に連れていって支援したりするなど、それぞれの学校や支援員の判断で、柔軟な対応に努めていただき、それらが子供たちの変容に結びついている様子が見られ、とても頼もしく感じております。

町教育委員会といたしましては、今後も、新たに立ち上がった校内教育支援センターが一層有効な手だてとして機能するよう、既に７月に予定をしておりますが、各校の支援員同士の情報交換の機会や、これも準備に入っておりますが、町教育支援センター「ふれあい」を中心とした保護者同士の交流の場を設定したり、町教育研究所において、教育相談の充実に焦点を当てた研修に取り組んだりするなど、様々な方策を講じながら、不登校対策が実効力のあるものとなるよう全力を尽くしていく決意でありますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

次に、中学校の部活動の現状についてお答えします。中学校の部活動は、生徒の興味関心を生かす多様な活動の中で、授業では得られない自己肯定感や責任感、連帯感等を育む重要な人間形成の場と

して、長年、中学校の教育活動の一環として行われております。一方で、近年の少子化による生徒数の減少､教職員の働き方等の課題の解決に向けて､２０１９年の国の中央教育審議会の答申において、部活動は、将来的に地域に移行し、学校以外が担うことを積極的に進めるべき、という内容が示されたことにより、国の主導により、全国的に部活動の地域移行、地域展開について検討が進められているところでございます。

玉村町内の中学校の部活動の現状としては、玉村中学校には１１競技１６部、南中学校には１０競技１４部の運動部があり、そのほかに、吹奏楽部や美術部、科学部等の文化部があります。どちらの中学校においても、少子化により部員数が減少しており、特に運動部においては、１つの学校でチームが組めず、他の学校と合同チームで大会に出場する競技もあります。また、多くの教員が、経験したことのない競技、分野の顧問をしたり、複数の部活動の顧問を掛け持ちしたりしており、顧問の教員の負担が大きいという課題もあります。

このような背景を踏まえ、玉村町では、部活動の地域移行、地域展開に関して、様々な形での実践研究を進めているところです。まずは、地域のスポーツ少年団やスポーツクラブ等の協力により、生徒の休日の練習機会を確保する、地域クラブ活動が令和４年度から始められ、現時点では、ソフトテニス、軟式野球、陸上競技、サッカーの４種目で実施されております。地域クラブ活動は、顧問の教員が指導に関わらないことや、部活動単位での練習ではない合同練習であり、これまでの部活動とは異なる形となるため、生徒の情報や活動内容等については、地域クラブの指導者と顧問の教員での情報共有を密に図りながら、学校部活動のガイドラインに従った活動をしております。

また、地域クラブでの指導以外にも、部活動指導員や外部コーチといった地域人材を活用して部活動の指導を行う取組も進められております。部活動指導員は、顧問の教員の代わりに大会等の引率が可能な人材として町で任用しています。今年度は、両中学校合わせて７部活動に部活動指導員を配置し、指導に当たってもらっております。さらに、顧問の補助として、ボランティアで実技指導を行ってくれる外部コーチにも大変お世話になっており、今年度は、両中学校合わせて７競技でお世話になっております。これらの動きに加え、町内のスポーツイベントの活性化とともに、指導者人材の投入を含めて、部活動の地域展開に対する積極的な支援に動き出していただいている町内企業様があり、今後の部活動の地域展開を推進していく上での心強いよりどころの１つとなっております。

以上のような取組を進めているところではありますが、地域における活動が、一部の指導者の過重負担になりがちで、継続性が懸念されること、指導者や地域団体に対する手当や報酬の確保や、今後の受益者負担の在り方についての検討が必要なこと、芸術・文化活動を含めて、新たな受皿を開拓することが決して容易ではないこと、そして何より、子供たちのスポーツ、文化芸術活動を将来的にどこまで地域に移行していくのかを明確にしていく必要があること等、中長期的な課題も山積しております。これらの課題については、小中学校関係者、保護者、関係団体等を交えた、部活動地域連携検討委員会において、これまでの成果や課題を十分検討しながら、持続可能な形での取組や、さらなる

地域人材の発掘を進めていく予定ですが、そう簡単に進展するものではなく、それ相当の時間と労力を要するものであると認識をしております。

しかしながら、部活動の地域移行、地域展開は、学校の部活動を地域が請け負うという単純な問題ではなく、将来にわたり、子供たちがスポーツ、文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保することが、地域の活性化や発展につながるものであり、玉村町としても、大変意義ある取組課題であると認識をしております。町教育委員会といたしましては、今後も国や県の動向も慎重に見極めながら、教職員の一層の負担軽減を図るとともに、子供たちが希望する活動に安心して参加できるような環境づくりに向けた取組を着実に進めていきたいと考えておりますので、部活動の地域移行、地域展開に対する町民の皆様の幅広いご理解と一層のご支援を賜れればありがたい考えております。

◇副議長（新井賢次君）　９番髙橋茂樹議員。

〔９番　髙橋茂樹君発言〕

◇９番（髙橋茂樹君）　それでは、２回目の質問を自席から行います。

まず初めに、下水道の計画区域について、町長からお答えがあったのですけれども、農地を除くのは大体分かっているのですけれども、そのほかの除外区域の中に、工業専用地域というのがあるのですけれども、これはどういう理由で工業専用地域を除いているのですか。

◇副議長（新井賢次君）　上下水道課長。

〔上下水道課長　上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君）　工業専用地域を除いている理由をお答えいたします。

こちらは、下水道法ですとか水質汚濁防止法、こういったときにまず初めに有害物質を公共下水には流さない、といった前提の下、町が制定しております条例に、水質基準といったものを設けております。ただし、その水質基準には、先ほど申し上げた有害物質を取り込まない、といったものは記載されておりません。それは前提によるものです。ですので、ある下水道処理場におきましては、工業専用地域の中の事務所の水、こちらは流してください、といった方法もあります。ただし、県央浄化センターの建設当時に、やはり玉村町に有害物質は持ち込まないといった大きな約束があります。そうしたときに、工業専用地域、やはりどうしても有害物質、健康被害が起こり得るのではないか、といったものが含まれた物質を扱っているところ、こちらを根絶することによって、そういった有害物質が流れ込まないようにということで、まず工業専用地域は除くということが１点です。

それと、やはり工業専用地域でありますと多くの水の排出が当然見込まれます。そうしたときに、そういった工場がつながりますと、多くの水が流れ込んで、今ある処理場の規模がかなり大きなものになるということがありました。その大きな規模を極力小さくしていこうということで、町や調査研究委員会、水質については監視体制機構と協議を進めておりまして、現時点でも流域、県央浄化センターの中のルールとしまして、工業専用地域のものはつながない。これは、町の認可計画で定めているものです。加えまして、全域におきましては、多くの水を排出する、１，０００立米を１日当たり

に出すところ、こちらについては接続をしないといったことになっております。

◇副議長（新井賢次君）　９番髙橋茂樹議員。

〔９番　髙橋茂樹君発言〕

◇９番（髙橋茂樹君）　説明は分かりますけれども、道の駅北の工業団地なんかも、もちろん流し入れられないので、浄化槽できれいにして滝川に放流するというようなことで、滝川に放流して、そこにまた異物が混ざっても当然困るから監視はしているということなのですけれども、処理場の規模に多くの水が流れ込むと大変だということはあるのですけれども、大きな会社の例えばトイレだとか、食堂だとかで食器を洗ったりだとか、仕事が終わってお昼を食べるのにだとか、夜食を食べる食堂で手洗ったりしただとか、家庭と同じような使い方をしている排水、これはやはりきちっと下水道に流し込んでもいいのではないかというような気がするのですけれども、その辺は流し込める方法はありますか。

◇副議長（新井賢次君）　上下水道課長。

〔上下水道課長　上村明弘君発言〕

◇上下水道課長（上村明弘君）　お答えいたします。

髙橋議員がおっしゃるとおり、まず水質について、家庭内と同等の事務所から出る排水につきましては、当然有害物質を含んでいないことは確認できると思います。そうしたときに、現在の約束の中でも、実は受ける側の町の立場と、それから昨日お話ししました公共側、要は町から出る水を出す側、こちらは今１０の市町村が参加しておりますが、そのうちの一町にすぎませんが、やはり処理場があるということで、玉村町のいろいろな意向というのはかなり影響があると考えています。

そうしたときに、今後の下水道の経営についてなのですけれども、水道と同様にこれから接続率は高まるものの、やはり皆さんが使用する水が今後減っていくというときに、何に影響するかというと、使用料に大きく影響してまいります。経営側としましては、やはり多くの水、お客さんをこれから取り込んでいく必要が必然となってまいりますので、そういった今まで不可能としていた工業団地、こういったところの事務所の排水、こちらを積極的に取り組んでいかないと、今度は経営のほうがかなり行き詰まってくるということがあります。これについては、玉村町だけではなくて、ほかの市町村も同様の意見を持っておりますので、今後流域のほうにそういった方法ができないかということで投げかけていきたいと考えております。

◇副議長（新井賢次君）　９番髙橋茂樹議員。

〔９番　髙橋茂樹君発言〕

◇９番（髙橋茂樹君）　もちろん玉村町だけではなくて、水質浄化センターを使っているところ、全部のところが、やはり家庭雑排水と同じような質の水は受け入れていいのではないかというような気もしますので、玉村町も積極的に、玉村町のこの区域にある、構成区域にある、そういう社員食堂だとか、もちろんトイレ、例えば従業員が１００人いるところであれば、日中のトイレの使用量も当然

多いと思いますので、それをまた、それぞれの浄化槽で浄化して排水、また玉村町は排水が、農業用水の中に排水したりするというようなことが出てきて、やはりきちんと、そういうような排水は浄化槽で排水ではなくて、流域下水道につなげればというような感じがします。

もう時期はずっと前なのですけれども、工場の排水が農業用水に流れ込んで、田んぼが非常に汚れたという時期もありまして、その辺もきちんと監視していただきながら、極力水質浄化センターに取り込める水は取り込むような条例に変えていただければいいかと思います。各工場も、浄化槽で管理するのは、食堂のだとかトイレの排水を管理するのが大変なようなことも聞いていますので、その辺のことも、玉村町で工場を造る中で、考えてやってもいいのではないかと思っています。

あとは、免除、農地については免除、宅地については５００平米、一般住宅が５００平米でという２つがあるのですけれども、これは当然農地は排水していないですからいいのですけれども、宅地の５００平米も、どんなような使い方かきちんと精査して免除していただければいいかなと思っています。あとは、大きい排水をしているところ、例えば何か洗濯をしているような会社だとかというところは、１日当たり１，０００立米以上の排水できないというようなことなのだけれども、そういうような会社が割方農業用水に排水しているのがあるのです。この辺のこともいろいろと考えてもらいながら、流域下水道につなげてもらえれば、流域下水道の経営もよくなるというようなことなので、お願いしておきます。

次に移ります。今年度の補正予算で可決した緊急経済対策、住宅等リフォーム支援事業の補助金について、３月で６，０００万円、また受付を始めてということなのですけれども、リフォームの範囲は個人住宅を直すのであれば、工事の大小にかかわらず、その前までは、このトイレの接続が補助対象外だったのですけれども、前回はトイレの接続が補助対象になってきて、一斉に下水道に接続した各家庭が増えて、工事屋さんが町内に限るということなので、もううちは受けられないよというようなことも起きてきたのですけれども、この６，０００万円の補正の予算では、下水道の接続のリフォームも補助対象なのですか。

◇副議長（新井賢次君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　ご質問にお答えいたします。

今回のリフォーム補助金の補助対象としまして、下水道の接続につきましては対象としております。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　９番髙橋茂樹議員。

〔９番　髙橋茂樹君発言〕

◇９番（髙橋茂樹君）　対象にしてもらえれば、接続率がよくなってくるかなと思っていますので、接続を期待していいのかなと思っています。

リフォーム補助金については、やはり住民が期待しているところがあります。そんな中で、

６，０００万円が終わったら終わりということでなく、またどんどん続けてもらえればいいかなと思っています。

その次に、令和７年３月の一般質問で五料・飯倉地区の田の水利改善ということでして、町長の答弁にあったように、玉村町の特産品をとか、近代的な農業、株式会社による農業だとか、６次産業も含めて、いろいろな面を考えていると思うのですけれども、３か月たって、その進捗状況はどのようになっていますか。

◇副議長（新井賢次君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えいたします。

全体的な五料・飯倉地区の農地利用、活性化の進め方、構想については、前回の議会でご説明させていただいたとおりなのですが、それに基づく現在の進捗状況につきましては、まず企業誘致関係、こちらにつきましては、群馬県でも本年度から、群馬農業法人等誘致促進事業ということで、群馬県自体も県内の、メインとするのは遊休農地なのですが、そういった現在使われていない農地を新たな農業形態として促進するに当たり、企業の力を借りようというところから、群馬県もいよいよそちらに力を入れている状況でございます。

玉村町につきましては、遊休農地ではなく、現在水稲として活用されていない農地を、新たな次世代農業として活用できるようにという観点から、企業誘致をこの構想に入れさせていただいております。現在の進捗状況でございますが、群馬県との共同事業ということで、群馬県で発注しております業務の中に、玉村町が、モデル自治体として立候補させていただいております。内容としましては、まず群馬県で委託しております農業系のコンサルタントといろいろと月１回の打合せを行いまして、その中でまずデジタルパンフレットの構築を進めております。こちらのデジタルパンフレットにつきましては、イメージですと、グーグルの航空写真の上に情報レイヤーを重ねて、スマホやパソコンから全国の農業法人が、今後進出をするならどういったところがいいだろう、というところを、皆さんが情報取得しやすい、そういったデジタルパンフレットの構築を進めています。

あと、もう一つにつきましては、五料・飯倉地区をモデルエリアとしまして、群馬県が発注しているコンサルさんが全国８，０００社に、こちらのエリアについて、参入の可能性はありますか、という参入可能性調査も今後行う予定でございます。それから、群馬県との共同事業ではないのですが、単独事業としまして、現在参入希望企業さんから数社お話をいただいております。ちょうどタイムリーなことに、今日の午後にも、関西から農業参入を検討されている企業さんが玉村町にお見えになりまして、今日の午後、その企業さんを現地に案内する状況でございます。

それからもう一つ、特産品開発につきましては、先日検討委員会を開催しておりまして、そこの議題としまして、どういった特産品を推奨作物とするかというところを検討に入らせていただいております。その中で、全体的な日本の気候としましては、西から東のほうに温暖化が進んでいるという傾

向がございますので、ミカン類とか果樹等も含めて、どういった推奨作物がいいかというのを現在委員会の中で検討を進めている状況でございます。

全体的な進捗状況につきましては以上となります。よろしくお願いします。

◇副議長（新井賢次君）　９番髙橋茂樹議員。

〔９番　髙橋茂樹君発言〕

◇９番（髙橋茂樹君）　進めてくれるということなので、スピーディーに進めてもらえればと思います。

その中に、五料・飯倉土地改良区の中の、水田はどんなような状況の立場に置かれていますか。

◇副議長（新井賢次君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えいたします。

水田関係につきましては、もちろん水田に必要な水路等の改修もセットで検討する必要があるかと思います。そういった中で、五料・飯倉地区につきましては、水の送水の問題とともに、土壌の問題等もございます。そのため、今後につきましては五料・飯倉地区の活性化基本構想をベースにして、町内でも最先端の農業がそちらに根づくような形で、新しい農業としての可能性を進めていきたいと考えております。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　９番髙橋茂樹議員。

〔９番　髙橋茂樹君発言〕

◇９番（髙橋茂樹君）　特に水田については、畑と違っていろいろな面でまず負担金がかかっています。天狗岩用水の負担金がかかっている。その負担金だけ納めていて、畑と同じように水が来ないという状況が、非常に負担だけ強いられているということで、その辺も、もしいろいろな農業形態の中で検討をしていろんな形態が出てくるのであれば、また地目変更なども考えていく。そういったときに、結果的に天狗岩用水の負担金、これをどうするとか、いろいろな細かい問題が出てくるので、その辺もきちんと考慮してもらって、スピーディーに進めてもらえればと思います。

その負担金の中で、水利費のほかに、もちろん田んぼも畑も固定資産税がかかっています。それで、ちょうど今年は米が高くて、いろんな面で米作り、減反政策を転換していくというようなことの中から、やはり畑と田んぼの固定資産税の差、それと、きちんと水利があるところの田んぼと、五料・飯倉の土地改良区みたいな水利の悪い田んぼと、固定資産税の差額はありますか。

◇副議長（新井賢次君）　税務課長。

〔税務課長　貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君）　ご質問にお答えいたします。

まず、課税上の農地、今水利費ということがありましたけれども、田の課税の現状についてまずお

答えしたいと思います。高い価格の順に、玉村町平米単価１４５．９円、１３２．９円、１１０．２円、６０．４円の４段階となっております。先ほどご質問の対象地区の約西半分なのですけれども、そちらが上から２番目の１３２．９円の地区となっております。また、約東半分の地区については、３段階目の１１０．２円の地区となっております。

まず、価格の算定についてなのですけれども、こちらについては町内６分割、６地区としまして、１地区１筆の標準的な農地を選定しております。その標準的な農地の価格を決めてから、各筆の評価額を算定している状況になっております。また、標準的な農地の価格の決定の過程においては、精通者の意見聴取というのがありまして、そちらについては農業委員と農業従事者からのご意見を聞いて算定をさせていただいております。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　９番髙橋茂樹議員。

〔９番　髙橋茂樹君発言〕

◇９番（髙橋茂樹君）　算定方法で２番目、３番目というようなことなのですけれども、全然水が入らない田んぼが、もっと原野と同じであっていいのではないかと、そのくらいの感じは持っていますけれども、この固定資産税が、町税の固定資産税と違って、相続と贈与のときには、これがえらい価格を持ってくるのです。だから、その辺もきちんと町の固定資産税を見直して、そんなに価値があるのか、ないのかというようなことで、きちんと固定資産税評価を、どういう基準でというのはある程度今言われたようにやっているのだけれども、農地だけなのですから、ほかに使っていいかといえば、農業委員会で駄目だということですから、農地としての利用の固定資産税を、評価の基準には、やはり考えてもらうようなことはできるのですか、できないのですか。

◇副議長（新井賢次君）　税務課長。

〔税務課長　貫井利行君発言〕

◇税務課長（貫井利行君）　ご質問についてお答えいたします。

農地の評価ということなのですけれども、こちらについては３年に１度の評価替えというものをやって価格を見直しております。そちらについて、先ほどもご説明いたしましたけれども、農地の評価額の算定については精通者の意見を聴取することになっておりますので、精通者、こちら農業委員会長をはじめ、上陽、芝根、玉村各地区から１名ずつの計４名の精通者の方からご意見を聞いております。次回の評価替えが令和９年度となっておりますので、その過程において、また精通者の方にいろいろとご意見をお聞きして、価格の算定をしていきたいと思っております。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　９番髙橋茂樹議員。

〔９番　髙橋茂樹君発言〕

◇９番（髙橋茂樹君）　そういう負担の部分、またその辺も考えてもらって、見直しの時期が来たら

見直すようにしていただければと思います。

それから、３点目、小中学校の現状については教育長のほうから答弁いただいて、これは昨日、同僚議員である松本議員が同じような内容の質問をしていて、教育長の答弁に非常に感銘していたということもあります。校内教育支援センターを立ち上げて、不登校児童を減らす算段をしている。今月号の町広報だったか、それに支援員ですか、名前と顔写真が出ていて、やはり広報が配られれば、不登校児童の親たちもそれを見て、また学校へ登校させるような方法も取っていくのではないかというようなことも感じていますので、まだ始まったばかりということなので、やはりこの辺も良いモデルになるように、玉村町は不登校がゼロになればこれは一番いいことだけれども、極力ゼロに近い数字に持っていくよう努力しているように見受けられますので､そのような格好で持っていってもらって、まだ玉村町の学校は生徒数もそこそこの人数がいます。一時期の中学校のマンモスみたいなときから見れば減ってきているけれども､県内の山間地になれば､やはり部活動だとか不登校どころではない、生徒がいないということも起きてきているところもあるということで、適正規模の小中学校を持っているから、こういう問題も起きてくる。それを解決していかなくてはならないということです。人口を増やすというのは、学校だけでは解決できない問題です。これは、総合的に玉村町がいろんな計画を考えないとできないような気もします。

また、部活動についてもいろいろと地域の力、ただ地域の力を持続させるにはどのようにしていけばいいかという、それも１つだという提案もありますので、幸い玉村町の小中学校は、ＰＴＡという団体がまだあると思っていますので、その辺もＰＴＡとよく連絡を取りながら、地域の人ということはＰＴＡが主力ですから､その人たちを含めて支援していただける人たちを見つけていって､教育長、また学校教育課長が考えているような不登校児童をなくして、また児童や生徒が、やりたい部活動ができるようにしていただければいいかなと思っています。

以上で質問を終了します。

◇副議長（新井賢次君）　休憩します。１０時１０分に再開いたします。

午前９時５３分休憩

午前１０時１０分再開

◇副議長（新井賢次君）　再開します。

◇副議長（新井賢次君）　次に、５番小林一幸議員の発言を許します。

〔５番　小林一幸君登壇〕

◇５番（小林一幸君）　議席番号５番小林一幸でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従い、一般質問をさせていただきます。本日も傍聴お疲れさまでございます。

６月は、たまたんの誕生日が６月２日、５月にイベントがありまして、たまたんの誕生会ということで本当にたくさんの方が集まって、たまたんは愛されているなと思いました。自分も愛されるような人になりたいと常々思っております。

そういった中で、コロナ禍も明けて、いろいろなイベントや行事が行われているところでございます。その中で私がいつも言っているのが、やはり介護、医療、福祉の人材不足というのが多くうたわれております。介護事業所が閉鎖をしているというところが大分多くなってきました。その理由というのは、やはり職員が辞めてしまうというところだと思います。今年の新入職の平均の初任給を聞いていると、びっくりするくらい、介護の職員が何年勤めてもそこまでもらえないのではないかくらいの規模の金額を聞いて、テレビ見て私は愕然としています。でも、その中で介護の事業所で働いている従業員、本当に朝から夜遅くまで、高齢者の施設の中では認知症の方もいらっしゃいますし、お体の不自由な方もいらっしゃいますし、様々な方に対応して、職員が、笑顔で汗を流しながら働いている。１つ１つの問題に対して､みんなでカンファレンスをしながら動いているという現状を見まして、本当に日々感謝だなと思っています。そういった一生懸命頑張っているスタッフの皆様のためにも、そして役場の中で一生懸命住民サービス、行政サービスをしているスタッフの皆様のためにも、一生懸命、一般質問させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、１番、町公共施設の環境整備及び人的配置について、ということでございます。前回の一般質問で、役場庁舎増築に向け、基本方針を打ち出したいとのことだった。しかし、町全体のことを考え、ここで新しい建物を造り、災害時などを含め拠点となる施設整備を早急に進めていく必要があると、改めて前回の質問をして感じました。私の中で研究、検討をさせていただきました。町民福祉はもちろんですけれども、地域防災、福祉関係機関との連携を踏まえ、施設整備及び人的配置をしていくことが大切だと思うが、改めて町としての考えを伺わせていただきます。

１、環境の整った相談室の整備、それに伴う専門スタッフの確保、現在の庁舎内では手狭となっている状況を踏まえ、建物整備をなぜ進めないのか。現在の状況で、職員が働きやすい環境と言えるのか。

２、福祉関係機関との連携が必須だと思われるが、現在の状況で本当に連携がしっかりと取れているのか。

３、一人一人の役場職員の業務量の統一化が図られておらず、専門スタッフなど一部の人に負担がかかっている状況はないのか。

続きまして、２番、玉村町の観光及び地域振興についてお伺いいたします。玉村町の社会資源を活用した観光及び地域振興を推進し、玉村町魅力発信機構も設立され、様々な活動を展開していると思われます。行政との連携が十分に取れていないのではないか、そのように感じるところがあります。現在の機構の活動内容及び行政としての観光振興､地域振興の取組について､以下のとおり伺います。

１、玉村町魅力発信機構について、活動状況、他町村の観光関連団体、観光行政との連携について

伺います。

２、コロナ禍は落ち着いた状況であるが、まだ地域活動などが希薄化している現状であると考える。各種イベント企画の取組について、どのように考えているのか伺います。

３、観光行政担当課は、他市町村の観光行政との連携協議など行っているのか。行っていない場合は、今後行っていく方向性はあるのか、お伺いをいたします。

この質問については、４年前に同じような質問をさせていただいておりますので、そのときの検証も含めてご質問をさせていただきます。

以上で１回目の質問とさせていただきます。

◇副議長（新井賢次君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　小林一幸議員のご質問にお答えします。

まず、初めに、町公共施設の環境整備及び人的配置についてのご質問にお答えします。まず、１点目の、現在の庁舎内では手狭となっている状況を踏まえ、建築整備をなぜ進めないのか、現在の状況で、職員が働きやすい環境と言えるのか、ということについてですが、３月議会での一般質問でお答えしましたとおり、来庁者の待合スペースの狭隘化、会議室や相談室のスペース不足の解消と、職員の働きやすい環境の構築等を目的に、ＤＸ化の推進と併せ、役場庁舎の増築に向けて、今年度、基本方針をまとめる予定です。

議員がおっしゃるように、新しい建物を造れれば理想ではございますが、町が所管する公共施設につきましては、現存する施設の長寿命化を図っていくための、玉村町公共施設等総合管理計画及び玉村町公共施設個別施設計画（建築物）で、役場庁舎につきましては、目標耐用年数を８０年としておりますので、今ある役場庁舎の建物をベースに増築を検討していきたいと考えています。

次に、２点目の、福祉関係機関との連携が必須だと思われるが、現在の状況で本当に連携がしっかりと取れているのか、についてお答えします。現状は、健康福祉課の中に、生活困窮、高齢介護、障害福祉、精神衛生、健康管理の部門があり、コンパクトな組織体制になっております。だからこそ、常に情報を共有でき、連携しやすく、そこを強みと捉えています。外部の福祉関係機関についても、それぞれの部門でつながっております。なので、他部門であっても、スムーズに連携することができております。

次に、３点目の、一人一人の役場職員の業務量の統一化が図られておらず、専門スタッフなどの一部の人に負担がかかっている状況はないのかについて、お答えします。近年、災害の頻発化や人口減少対策のほか、国の制度改正への対応、さらには社会のニーズの多様化に伴い、職員の担う業務量が増加している状況が見受けられます。役場の業務は多岐にわたり、それぞれの課や係において、繁忙期も異なる中で、職員一人一人の業務量を統一化することは困難です。しかしながら、専門スタッフに限らず、一部の人に過度な負担がかかってしまう状況は、行政運営におきましても、克服すべき重

要な要素であり、限られた人員や予算の中で、質の高い行政サービスを提供するためには、常に意識して取り組んでいかなければならない重要な課題であると認識しています。

３月議会での堀越議員の一般質問でもお答えしましたとおり、今後も引き続き、定期人事異動による職員の適正配置に努めるとともに、ストレスチェックの実施やなんでも相談室の開催など、職員のケアにも努めてまいりたいと考えております。

次に、玉村町の観光及び地域振興についてのご質問にお答えします。まず、１点目の、玉村町魅力発信機構について、活動状況、他町村の観光関連団体、観光行政との連携についてお答えします。玉村町魅力発信機構の活動状況につきましては、機構で立ち上げたホームページやＳＮＳを活用して、玉村町の様々な魅力として、グルメやイベント、季節の便りなどを中心に情報発信をしていただいております。特に、ＳＮＳでは、インフルエンサーと言われるフォロワーを多く獲得している方とのコラボレーションを行い、町の魅力の情報拡散を工夫していただいております。

また、主催事業として、昨年度には、たまむら魅力発信再発見スタンプラリー「たまぐる」を実施いたしました。飲食業の閑散期となる期間に、町内外からの来客を促すため、たくさんの店舗にご協力をいただき、大変好評であったということであります。さらに、個人・団体旅行誘客事業では、「プチ肉のワンダーランド玉村周遊の旅モニターツアー」を開催し、参加いただいた旅行会社や旅行関連メディアの皆様からアドバイスをたくさんいただいたということであり、今後は、商品として旅行会社へ売り込めるようブラッシュアップしていきたいということです。

このほか、たまたんオリジナルグッズの製作も行っていただき、今年度になってからは、積極的に町内外のイベントに出展し、町のＰＲをする絶好の機会として、グッズ販売をすることで、自主財源の確保をはじめ、たまたんファンを増やしていくために、グッズの種類も増やしていきたいとのことであります。

また、５月に行われた、「町民の日イベント肉とバラの祭典」の中では、たまたんお誕生日会を主催していただき、ぐんまちゃんをはじめ、たくさんの自治体からマスコットキャラクターが応援に駆けつけてくれました。これらのほか、旅行雑誌などへの情報提供、ラジオやテレビでのＰＲなど、細々とした依頼にも丁寧に対応しております。柳瀬橋自動車教習所の合宿教習では、合宿所が町内にあることから、玉村町の飲食店を利用すると特典サービスが受けられるよう企画を行ったり、機構への入会勧誘も継続的に行い、会員は、現在１０９会員になったということであります。これらのように、正職１名、育休代替職員１名、週２日程度出勤するパート職員と、大変限られたスタッフで多くの依頼に対応し、数々のイベント参加やマルシェでの出展など、精力的な活動を続けていただいている状況でございます。

一方、他町村や観光関連団体、観光行政との連携では、ネクスコ東日本や県観光物産国際協会などと連携し、関越自動車道、上里町サービスエリアでの観光イベントへの出展、県庁での上毛新聞社主催「ぐんま愛フェスタ」への出展、群馬、埼玉、千葉の市町村で構成される利根川ネットワークでは、

千葉県でのイベントに出向くことができなかったため、町からの各種お知らせやＰＲチラシなどをお送りし、広く周知の依頼をするなど、様々連携を図っていただいております。また、先ほど申し上げた「町民の日イベント肉とバラの祭典」では、ぐんまちゃんをはじめ、伊勢崎市のくわまる、甘楽町のかんらちゃん、みどり市のみどモスにお越しいただき、観光魅力向上事業として、盛大に町のＰＲを行っていただきました。これからも相互に協力関係を深められるよう連携していきたいとのことです。これらのほか、好評いただいている「ちょい寄りマップ」では、他の自治体の観光情報も掲載がありますとおり、他市町村の観光関連団体、観光行政との連携も十分行っていただいていると認識しています。

次に、２点目の、各種イベント企画の取組について、どのように考えているのか、というご質問でありますが、コロナ禍が落ち着いた今日、町の行事やイベント、地域のお祭りなども再開され、これまでの日常が戻ってきたと実感しております。先日も新たな試みとして、「肉とバラの祭典」を開催しましたが、今後も、地域の特性やニーズに応じた地域住民が参加しやすい形でのイベント、例えば、地元の特産品を活用したマルシェや、地域の活動や文化を紹介するフェスティバルなど、多様なイベントを通じて、地域の魅力を再発見し、住民同士の交流を促進していきたいと思っています。

そして、今後もにぎわいを創出する中で、イベントは単なる娯楽としてではなく、人々の心をつなぎ、共感や協力を生む重要な場であると考えますので、このような場を通じて地域社会が一体となって、より一層強固なものとなるよう、引き続き努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、３点目の、観光行政担当課は、他市町村の観光行政との連携協議などを行っているのか。行っていない場合は、今後行っていく方向性はあるのか、についてお答えします。観光行政担当課でもございます、経済産業課では、花火大会やふるさとまつりなど、夏の風物詩として定着した、町を代表する２大イベントを実施しており、さらに秋には、町内の農・商・工が連携し、地域活性化を図るため、産業祭を開催しております。

観光行政間の連携でございますが、町の玄関口でもあります、道の駅玉村宿では、循環を促すため、他の道の駅と連携したスタンプラリーをはじめ、観光スポットなどをめぐる、各種ツアーにも参画し、誘客につなげるための広域的な事業連携を行っています。今後につきましても、他の行政担当部署をはじめ、様々な観光機関と必要に応じて連携協議を行っていきたいと考えております。

◇副議長（新井賢次君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　第２質問から、自席にて行わせていただきます。

細かい説明をありがとうございました。まず、１番目の、町公共施設の環境及び人的配置についてというところの、なぜ新しい庁舎、新しい建物を建てないのかということでございますけれども、それは建てずに、役場庁舎をベースに増築を検討しているということでございます。今年度中には、あ

る程度骨子ではないですけれども、計画を立てていきたいというようなことでございますが、現在まだ決まっていないかもしれませんが、どのような予定で、例えば増築予定があるのかというのがもし分かれば教えてください。

◇副議長（新井賢次君）　総務課長。

〔総務課長　齋藤善彦君発言〕

◇総務課長（齋藤善彦君）　お答えいたします。

まだ素案の素案のたたき台というところですけれども、現状を考えますと、１階を北側に延ばすしか方法はないのかなと今のところは考えております。現状、まず住民課の前がかなり狭いですので、そちらで来庁者の方が待っていただくスペース等、もう今、ほぼないような状況であります。ロビーのほうも、というのもありますけれども、やはりカウンターの目の前のほうが、来庁者の方も、また職員にとっても効率的なのかなということで、北側を増やせればと考えております。また、会議室等もありませんので、最低２階、３階まで延ばすことができればベストなのかなと考えております。その辺も含めて、またこれから検討をしていきたいと考えております。

◇副議長（新井賢次君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　私も、役場庁舎の周りもそうですし、役場の中もいろいろ見させていただいていますけれども、やはり住民課の手続で、結構人がいて、待っている人が、本当にどこで待つのだろうみたいな状況がありますので、やはり住民課の前、１階部分は確実に延ばしていただきたいと思いますし、先ほど総務課長が言いましたように、会議室もなかったり、私がいつも言っているプライバシーが守れる相談室も必要になってくると思います。相談室が必要なのは、健康福祉課なり、いろんなところも必要だと思いますけれども、３階の子ども育成課のこども家庭センターのところも、絶対にそういった部分が必要だと思うのです。階数を変えてどこでというよりも、そのままの流れで増築を検討できるということであれば、私としては３階まで延ばしていただきたい。もうほかに新しい建物を造るのが、今のところなかなか厳しいという状況であれば、そういったものをちょっと考えていただきたいというところが１点と、もう一点、役場に入ってすぐのロビーのところの待合、住民課へ行く手前のロビー、あそこも今、もうごちゃごちゃで狭いので、例えば手前にもう少し、屋根のところを広げれば、もう少し町の人がそこでお話ができたりとか、あの場所のリニューアルというところも一緒に考えていくことで、住民課で待つ人も、そちらでもいろいろなお話ができたりとか、お待ちいただけるということができるのではないのかな、というのを考えさせていただきました。

ですので、１階部分のロビーの部分というのは、今のところの予定で、その素案の素案の予定というか、その辺で考えというのはないのでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　総務課長。

〔総務課長　齋藤善彦君発言〕

◇**総務課長（齋藤善彦君）**　現状では、そこまでのことは考えておりませんでしたけれども、先ほど議員がおっしゃられたとおり、そのようなこともありますし、またロビーでは選挙がありますと、あの場所は期日前投票所としても使用されますので、その辺が実際、増築可能かどうか等も含めまして、検討の材料の中に加えさせていただければと考えております。

◇**副議長（新井賢次君）**　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇**５番（小林一幸君）**　前向きにご検討いただければと思いますので、お願いいたします。

これからのスケジュールの予定なのですけれども、まだそんなにたっていないかもしれませんけれども、現状として、相談室もないという状況の中で、やはりこれは早急に計画を進めていかなければならないと私は思っているのですが、これから今年度に計画をつくって、さあ、では建てましょうといったときに、これもまだ決まっていないと思うのですが、何年先にしっかりと増築が完了するのかという予定、それから増築が完了するまでに、今の混んでいる現状をどのように回避していくのか、その辺の方針というのが決まっていれば教えてください。

◇**副議長（新井賢次君）**　総務課長。

〔総務課長　齋藤善彦君発言〕

◇**総務課長（齋藤善彦君）**　まず、スケジュールですけれども、今のところ、今年度中にどういう方針でいくかというのを決定した後、来年度、デザイン等も含めまして設計ができれば、またその翌年に、実際に増築に取りかかればというような予定でおります。

ただし、予算等の関連もありますので、今のところ、ほかに補助等に使えるようなメニューもありませんので、実質増築ということになれば、町の単費でやっていくしかないと現状では考えております。ただし、今の現状の状態では、もうかなり無理があるということは十分認識しておりますので、そのようなスケジュールで今後進めていければと考えております。

また、現状をどうするかということですけれども、こちらにつきましては、何とかしたいのも当然あるのですけれども、できれば住民課であれば、マイナンバーカード等で住民票や戸籍ですとか、その辺の証明等も取れますので、そちらに促したり、または今、マルチコピー機ですか、コンビニ等にありますので、その辺の設置もどうにかできれば、多少は混雑を緩和できるのかな、とは考えております。その辺も含めて、またいろいろと現状については検討してまいりたいと考えております。

◇**副議長（新井賢次君）**　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇**５番（小林一幸君）**　結局、町の職員の動きが大変な状況になると、町民の皆様に対してのサービスが立ち行かなくなってしまうというような現状があると思います。ですから、スタッフが働きやすい環境をつくるというのは、町の人が来庁しやすい環境をつくるということにつながってくるのではないかと思います。ですので、時間的にはとてもタイトだったり、予算的にも大変な部分というのが

あると思うのですけれども、先行投資ではないのですけれども、役場庁舎というのは、いわゆる行政サービスの１つの要でありますし、地域防災に関しても、やはり役場庁舎というのが一番キーになってくるところになると思います。そこが揺らいでいては、人が入れるような現状でなければ、大変なのではないかなと思います。ですので、なるべく早めに方針を出していただく。それで、方針を出すときに、現在各課で働いているスタッフの方にも、しっかりと意見を聞いていただいて、その意見をしっかりと反映して増築に当たっていただければ、増築計画をつくっていただければと思っております。

町の公共施設等総合管理計画の中ででも、公共建築物の総延べ面積を１５％削減していくというところ、インフラについては長寿命化をしていくという現状もあると思いますけれども、その中でも役場庁舎というのは重要なところだと思いますので、その辺について、町長、今後の方針も含めて、町長の意気込みも聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　本当に今、人口が３万５，４００人とかそういうところで、外国籍の人が大分増えて、もう１，６００人くらいになってくるという中での、そういった窓口対応もありますし、今の現代社会が抱えている問題は、医療、介護、年金、農業、教育の全分野について、もう転換期なのです。その転換期の中で、またそこに人口減少というのが来ているのだけれども、やはりある意味、この町が力があるとき、そういったものを確保することによって、まして役場庁舎というのは住民が一番頼るべき公共財ですから、そこはきちんと対応する。それを、若い人も含めたプロジェクトチームをつくっていますので、そこに係長級が入り、そして課長級も入っていくという中で、重層的な視点から未来を見、現実を見、あと財政的な負担、いろんな観点から、転換期である玉村町の今を統計化したとき、よかったなと言えるような環境を、多方面から検討してやっていきたいと思います。

それから、今総務課長も言いましたけれども、やはりコンビニの利用をもう少し高めていくということによって、今の業務の緩和が進んでいくのではないかなとも思っています。

◇副議長（新井賢次君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　やはり財政面もいろいろと大変なところもあると思いますけれども、前向きに、早めにその辺は対処するということ。早めに対処しなければならないかもしれないのですけれども、それだけではなくて、やはりみんなが使いやすい、みんなが来庁しやすい、さっきの１階のフロアについても待合というか、そういうところもそうですし、様々な施設というのがこれから増築の中で入ってくると思います。とかく建物を造ると、上のほうの人たちで勝手に決めてしまって、下のほうの人たちが使いづらくて、やはりこの部屋は使わなかったというような現状も出てくるかもしれません。現状しっかり使っている、今お仕事をされているスタッフの方というのが、動線なども含めて

十二分に分かっていると思いますので、そういった方の、今係長以上でプロジェクトチームをつくると言いましたけれども、係長以下の方でも、様々な意見を持った方はたくさんいらっしゃると思いますから、そういった意見を集約していただいた上で、そういったものをつくり上げていく。そして、町民の方の代表にもしっかり入っていただいてというところで、この辺の部分を考えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

２点目に行きます。福祉関係機関との連携が必須だと思われるがということで、現状、健康福祉課の中に、生活困窮、高齢介護、障害福祉、精神衛生、健康管理というたくさんの部署が健康福祉課内にあって、結構私が考える部分では、キャパ的にどうなのだろうというところを今感じるのですけれども、いろいろな連携も取らなければいけない、外部との連携もとらなければならない、町民の方との相談もちゃんと受けなければならない、アウトリーチもかけなくてはならない、様々な問題があって大変なところだと思うのですが、健康福祉課長に聞くのですけれども、コンパクトにするというのも大切だと思いますけれども、今のところの業務についてとか、そういったものについて、正直に現状で、今のスタッフで頑張れるのかどうかというのをお伺いしたいのですが。

◇副議長（新井賢次君）　健康福祉課長。

〔健康福祉課長　岡田寛子君発言〕

◇健康福祉課長（岡田寛子君）　お答えします。

人数がいればいいのではないか、その分負担が減るのではないかというのもありますけれども、なかなか人数がいればいいかというとそうではなくて、やはり職員の質というか、スキルの問題になってくると思います。それで、町長の答弁でコンパクトな体制こそが強みだとありましたが、その強みを最大限に生かしていきたいと思っております。最大限に生かすための課題というのは今まさにありまして、３月の議会でも申し上げたかと思うのですけれども、例えば、相談案件の内容が複雑化してきております。いろんな問題を抱えた方が相談に見えます。複合化、複雑化しておりますので、各部署の役割というのが不明確に、その案件に対してどのような支援をしていくかという中で、各部署の役割が複雑過ぎて、不明確になってきてしまっているのです。それで、結局相談窓口の係が丸抱えせざるを得ないというような状況になってきています。ですので、１つの案件に対して関連する部署が、それぞれが主体的にその問題を捉えて、それぞれができる支援を出し合うという形が理想になってくると思うのです。そこは、やはりそれぞれの職員のスキルですとか経験になってくると思います。町長がよく折に触れて言うのですけれども、ないものねだりではなくてあるもの探し、ということで、今いる人員で出せる力を、それぞれの職員が持っている力を十分に発揮していけるような、健康福祉課の運営をしていかなければならないと考えております。ですので、そこがまだ１つできていないというのは、正直私の力不足かもしれませんけれども、業務量が増えている中でそこでどう折り合いをつけて、進めていくかということについて、いろいろと係長、係員と一緒に考えながらやっていくというようなことで、今健康福祉課としては、そういった考えで進めていきたいと思っております。

◇**副議長（新井賢次君）**　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇**５番（小林一幸君）**　本当にいつも健康福祉課の皆さんにはお世話にもなっておりますし、様々な案件、様々なことについて取り組んでいただいている。福祉というと、全部健康福祉課に行ってしまうので、大変なところというのもあるかと思います。確かに問題も今複合化、複雑化して、ケースによっては、本当にこれどうするのだろう、みたいな状況があって、そういったものをやはり健康福祉課だけではなかなか解決ができない。学校の問題があったり、子供さんの問題があったり、いろいろな問題があったりというところで、やはり他課とも連携を取らなくてはならないという現状もあると思います。そういった連携も含めて、あとはそれ以外の関係機関、例えば社会福祉協議会もそうかもしれませんし、それ以外の子供さん、母子、様々な分野についての専門機関、あとは児童相談所とか、そういうところも関わってくるかもしれませんし、連携を図っていくということで、昼間はフィールドワークをして、夜に事務仕事、なんていうのが多くなってきてしまうのではないのかなと心配をしています。ですけれども、今本当に大変な中、課長がかじ取りをしているのは十二分に分かっておりますので、無理をなさらずに、今の段階でいろんな形で取り組んでいただく。もし大変だったら人を増やすなり、また例えば業務をどのように分けていくかというところも含めて、ご検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

３点目です。一人一人の役場職員の業務量の統一化が図れず、専門スタッフなど一部の人に負担がかかっている状況はないのか、というところでございます。今、役場の中の組織を見させていただいたところ、係がたくさんあるのですけれども、その中でも、係の中で１人しか係員がいない、係長１人だけ、というような現状があって、そういうようなところに負担がかかっているのではないのかなという部分も感じるのですけれども。年度ごとに係が急に変わっているところがあったり、係が異動していたり、変わっていたりするところもあるのですけれども、人事異動を含めて、この辺というのは町長、副町長が決めているのでしょうか、その辺を教えていただければと思います。

◇**副議長（新井賢次君）**　副町長。

〔副町長　萩原保宏君発言〕

◇**副町長（萩原保宏君）**　係の再編については、総合的に行政需要を考慮して新たな係を設置したり、または併合したりしております。

年によって、やはりどんどん忙しくなっていく課もありますし、場合によっては行政需要が少なくなっているという状況もございますので、それらに対応するために、組織の再編を進めているところでございます。

◇**副議長（新井賢次君）**　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇**５番（小林一幸君）**　分かりました。

あと、前回堀越議員の一般質問の中で、定期的な人事異動により、職員の適正配置に努めるというお話があったと思います。人事異動の目的というのは、確かに適正配置というところもあると思うのですけれども、同じ課にずっといるということではなくて、その課から異動する、違う課の業務に当たるという形になると思いますけれども、いわゆる前の課の仕事も多少理解をしているという部分がありますから、例えばそういう繁忙期、忙しいときにそういったスタッフが手伝いに行くとか、そういうような体制、例えば住民課の窓口は、月曜日とかは本当に忙しくて、スタッフの皆さんには、もうわあっとすごい人数を対応していただいている。そうすると、対応していても、待ち時間がだんだん長くなっていってしまって、住民の方がまだかねというような話で進めているというような現状もあるのですけれども、例えば課を越えて、繁忙期に、それぞれの課の中でも繁忙期があると思うのですけれども、そういったところの協力体制を取るというのは、副町長どうなのでしょう、あるのでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　副町長。

〔副町長　萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君）　そのような協力体制は現在取られておりまして、例えば税金の確定申告時、これは経験者がほかの課に異動したりしますので、その人の能力を活用させていただくために、税務課から各課に協力依頼を求めまして、申告時に協力をしていただいております。

また、イベント等がある場合には、全庁に協力職員を募って、そのイベントを実施しているという状況です。例えば花火大会や産業祭等、この場合には、各課から協力をいただいているという状況でございます。

◇副議長（新井賢次君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　ぜひそういう形でしていただきたいということ、今でもたまに、夜に役場を見に来ると、１階と３階と、電気がついているところが毎回一緒で、夜遅くまで電気がついていて、まだお仕事されているのだな。あとは、繁忙期などがあると、この課は今忙しい時期だから、この時間でも電気がついているのかなと思います。ただ、もう必ずついている、ずっと電気のついている部署もありますし、そういったところの方が本当に大変な思いをしていないのかなというところもありまして、そういった中で、職員のケア、バーンアウトをしないように、どうしたらいいかというところで、副町長から、職員のケアもしっかりやっていかなければならないということを、前にお話をいただいたのですけれども、現状、今スタッフを守るというか、職員を守るというところで、どのような対応をしているか、また新たな対応を、ちゃんとケアするために、守っていくためにやっていく内容というのが増えたのか、それともこれからやっていくのか、副町長、その辺はいかがでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　副町長。

〔副町長　萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君）　先ほど町長の答弁にもありましたように、職員の精神的負担を軽減するということは非常に大切で、年々仕事が多岐にわたって複雑化しておりまして、急に国の制度改正とか、低所得者支援とか経済対策で、急に通常の仕事のほかに、その対応に追われなければならないような状況が降って湧いてくるというような状況であります。

そのため、月１回、なんでも相談の機会を設けたり、あとはメンタルヘルスケアの研修も行っておりますし、ハラスメントの研修も行っている状況でございます。今後も職員が快適な職場環境で、できるだけ負担をかけずに、というのはちょっと難しいのですけれども、やりがいを持って仕事ができるように、そのような環境に努めていきたいと考えております。

◇副議長（新井賢次君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　本当に、その点については切にお願いを申し上げます。

夜に電気がついているところも、町長、副町長はもちろん、そういう現場を見に行って、現状を把握をされているものだと思っておりますけれども、本当に皆さん、一生懸命働いていただいて、窓口があるところは、本当に昼間は窓口の対応だけでも大変な状況がある。それで、結局その分が、昼間の窓口の対応がずれ込むと、夜に残業というような形で残っていかなければならない、というような現状もあると思いますので、そういったところも含めて、スタッフをしっかり守っていただく、見ていただいて、ぜひフォロー体制をつくっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

２番目の、観光と地域振興についてお伺いをいたします。１点目の玉村町魅力発信機構については、本当に事細かいご説明をいただきました。ここは、町がやっているわけではなくて、玉村町の魅力発信機構がというところで進めている部署でございますけれども、本当に会員数が、多分令和３年のときには７４だったのが、今１０９という形で、会員数は本当に増えている。徐々に、コロナ禍も明けてきたというところもあって、イベントを開催する。イベントを開催することによって、町民の方もイベントにどんどん参加をしていただくという環境ができたというのは、とてもすばらしいことだと思います。そういった中で、町を知るという機会もたくさんできてきたかなというところと、あとは町外の人が玉村町に来て、いろいろなイベントなどに参加していくということも、本当にいいことだと思っております。

大昔に肉のワンダーランドと言いながら、なかなか肉のワンダーランドがどこに行ってしまったのか、行方不明だったのですけれども、また今回戻ってきて、肉のワンダーランドという形でお肉を勧めていくと、いわゆる玉村町を肉で売り出していくというところが、少しまた見えてきたというところもあると思いますし、そういったことをまた引き続き続けていただきたいということ、あとＳＮＳとかインフルエンサー、今本当にＳＮＳがすごく活用していて、その中でもインスタグラムは多分一番多くの皆さんに見ていただいていて、ストーリーに上げたりすると、ああ、では、やっているから行ってみようかというようなところ。あとは、答弁でもありましたように、インフルエンサーという、

いわゆるＰＲする人たちが、例えばＰＲをしたり、玉村町に来ていただき、そこから発信するというところ。それで、発信してくれると、では行ってみようかということで、外の人も集まってくるというような形というのは、すごく大切だなと思いますので、ＳＮＳの活用についても、これからもしていただければと思います。

ちょい寄りマップというのを、今作っていただいていますけれども、あれは魅力発信機構で作っているのですか、それとも町で作っているのですか。

◇副議長（新井賢次君）　企画課長。

〔企画課長　関根伸行君発言〕

◇企画課長（関根伸行君）　お答えします。

ちょい寄りマップにつきましては、魅力発信機構のほうで、創意工夫をしていただきながら作っていただいております。

◇副議長（新井賢次君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　あれも結構好評で、いろんなところに置くとなくなってしまうというようなところがあったり、私の友人が東京で居酒屋をしているのですけれども、東京の居酒屋にちょい寄りマップを１０冊とか持っていって置いておくと、１週間くらいで終わってしまうよというので、また後で持っていこうかなと思っていますけれども、そういったところから、少しでも広がっていけばいいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、２点目、コロナ禍が落ち着いた現状であるが、まだ地域活動などが希薄化している現状であるということで、先ほど言いました対外的なイベントというところも、今だんだんと広がってきているということと、町の行事も、昔はちょっとコロナ禍でできないというようなところを少しずつ広げていくというところはすごく大切なことかなと思っております。肉のイベントもあったと思いますけれども、それだけではなくて、これから町としても様々なイベントをやっていただきたいと思いますし、町ができないものは魅力発信機構とか、そういったところとやっていく。あとは、町のいろいろなお祭り、そういったものについてもＰＲをして、どんどん玉村町に来ていただくということが大切なのかなと思っておりますので、町長の答弁にもありましたけれども、イベントは単なる娯楽としてではなく、人の心をつなぎ、共感や協力も生む重要な場であると考えます。ですから、ふるさとまつりもそうですし、花火大会もそうですし、やはり様々なところで、玉村町と言えば花火だね、玉村町といえばふるさとまつりだね、玉村町と言えば、あそこにいろいろなお店があって、あそこに御飯を食べに行けるのだね、というところで、キーワードの玉村町が出てくるというところは、本当に大切なところだと思っておりますので、これも引き続きお願いしたいと思います。

最後になります。観光行政担当課は、他市町村の観光行政と連携、協議などを行っているか、行っていない場合は今後行っていく方向性はあるのかというところでちょっとご質問したいのですが、ま

ず観光行政担当課は経済産業課ということで、経済産業課長に１つお伺いしたいのですが、観光行政とは何だとお考えですか。

◇副議長（新井賢次君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　ご質問にお答えいたします。

観光行政とは、私の私的な見解も含めてのお話になってしまうのですが、まず誘客をすることによって地元に経済効果をもたらすとともに、地元のＰＲにつながる、地域振興に直結する事業かなと考えております。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　なぜそれを聞いたかといいますと、令和３年のときの経済産業課長に同じ質問をさせていただいております。誰とは言わないのですけれども、観光行政は総合行政ということで、やはり同じ形、例えば玉村町は泊まるところもないので、なかなか泊まってみてというわけにはいかないので、その分の温泉地とも連携を取ってというようなところもあると思うのですが、今課長のおっしゃったように、やはり観光行政というのは、絶対地域振興につながっていくのだ。逆に言えば、地域振興は観光行政につながっていくのだというところになると思います。

地域の中でいろいろなイベントがあったり、そして先ほどもお話がありましたけれども、おいしい御飯屋さんがいっぱいあったりとか、そういったことはすごく大切だと思います。ただ、その中で観光行政という部分で進めなければならないところは何かなと考えると、行政が進めなければならないところと、民間がやらなければならないところというのは区別をしていかなければならない。その中で観光行政がやるのは、先ほど言った総合行政、いわゆるそういったところの調整役をしていかなければならないというところだと思います。ただ、玉村町として、観光とは何だと言われても、玉村八幡宮があったり、重田家住宅があったりとあるのですけれども、大きくあるわけではない。そういったところとどのようにつなげていくかというところを、行政サイドでもいっぱい考えていく。ほかの、例えば宿泊施設がある行政、例えば山間部でいくとみなかみ町とか中之条町、草津町、伊香保のある渋川市、そういったところとも連携をしながら、例えばその帰りに玉村町に寄っていただく、または行きに寄っていただくというところを、玉村町として考えていく。そこをすることによって、徐々に、玉村町とはこういう町なのだ、というところの地域振興というのが進んでいくのではないのかなと思います。

現状として、例えば玉村町の行政、観光行政の中で、先ほど組織の話が１つあったのですけれども、企画課のところに、昔ブランド推進係とあったのが、今年度、経済産業課にブランド戦略係で移ってきているのです。その辺の業務内容について、前にやっていたものをそのまま引き継いでいるのか、

それともまた違った形で課内で進めているのか、教えてください。

◇副議長（新井賢次君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えいたします。

４月に発足しましたブランド戦略係なのですが、ジャンルとしましては農業系へのブランド戦略ということで、係を創設している形になります。業務内容としましては、五料・飯倉地区のいわゆる農地利用の活性化の取組と、あとは道の駅のリニューアル、これにつきましては、高崎市側にベターデイズが２年後に進出ということも視野に入れながら､新たな運営方法､そういったところも検討する、そういったことが主な業務になります。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　そうすると、企画課にあったブランド推進係の仕事内容とは何でしたか。

◇副議長（新井賢次君）　副町長。

〔副町長　萩原保宏君発言〕

◇副町長（萩原保宏君）　企画課にございましたブランド推進係、これは当初、その係が設置されたときのイメージと、現状の仕事内容がずれてきておりましたので、本来の仕事にふさわしい名称がいいということで、現在の地域共生推進係というように名称を変えましたので、企画課のブランド推進係と経済産業課のブランド戦略係、これは全く共通するところはないということでご認識いただければと思っております。

◇副議長（新井賢次君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　すみません。ブランドとついたので、ブランドだから同じかなと。戦略と推進とちょっと違うから、違うのかなとも思ったのですけれども、承知しました。

そうすると、観光行政を担当するのは経済産業課の商工労働係が中心に、というところでやっていくのだと思います｡先ほども言いましたけれども､本当に観光行政というのは総合行政だと思うので、そこがキーになって、いろいろな関係と動くというところが大切かなと思いますので、引き続き観光行政とは、玉村町なんか観光がないではないかと言われてしまうと何とも言えないのですけれども、そうではなくて、やはり地域振興をしていく中での観光行政というものを考えていくことも、これからさらに考えていただきたいと思いますが、課長、いかがでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　経済産業課長。

〔経済産業課長　平野敏行君発言〕

◇経済産業課長（平野敏行君）　お答えいたします。

おっしゃるとおり、やはり地域振興につながる観光の要素としましては、経済産業課で所管しております農、それから農は食につながります。食であったり、それから道の駅もそうですし、あとは様々な受入れ施設等に誘客するというところも、素材として活用する必要があるかと思います。それを考えますと、農工も含めまして、経済産業課での取組のシェアがかなり大きいかなと考えております。

そういった中で、事務分掌的には、商工労働係が観光主管課という形になっておりますが、ただ経済産業課としましては、観光につながる業務、イベントを行ったりとか、多岐にわたりまして行っておりますので、課全体として地域振興につながるような、それから観光につながるような、そういった施策は、課全体として今後取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　ありがとうございます。それを聞いて少し安心しました。

町長、最後に、役場の庁舎というのは住民に対してのサービスで、観光というのも地域振興に関してやはり町の人の振興、つながりをしっかりつくっていくというところになりますが、そこを含めて町長、最後にお考えをお伺いできればと思います。

◇副議長（新井賢次君）　町長。

〔町長　石川眞男君発言〕

◇町長（石川眞男君）　やはり人が住んでいる、三万五、六千人の人が住んでいるという、その人がそれぞれの形態でそれぞれの生活、営みをしているわけだけれども、しかし、実は気がつかなくても共通項というのがあるのが社会だと思うのです。だから、直接役場に来なければなかなか用が足せない環境の人もいれば、来ない人も、しかし行政との結びつきがないと、人間が生まれてから成長して、学校に行って、病気になって、年を取って亡くなるなど、人生の全ての中で、何らか行政は全部関わっているわけですから、そこが行政の務めであり、深さであり、そこのところを自覚して、町を運営する。やはり玉村町っていいねと思うには、いろんな人に玉村町を味わってもらうためには、いろんなイベントとか人口交流、にぎわいをつくっていくという地域振興も必要になります。そういうものが重層的に交わって、町というのは、行政というのはやっていると。ただ、仕事の仕方として、細分化しないと責任分担ができないと。ただ、細分化したところだけでやっているのではもう間に合わないという、それが非常にエキスパートでもあるけれども、ゼネラルで、そういった視点や感覚を職員、我々が持っていく必要があるのではないかと思っています。

◇副議長（新井賢次君）　５番小林一幸議員。

〔５番　小林一幸君発言〕

◇５番（小林一幸君）　町長がいつも言っている「暮らすなら、ここがいい。」という玉村町にするために、やはり地元に住んでいる人たちが安心して生活ができる、楽しく生活ができる、その楽しさ

をみんなに伝えるというところをぜひやっていければと思います。

以上で質問を終わります。

◇**副議長（新井賢次君）**　休憩いたします。１１時２５分に再開いたします。

午前１１時１２分休憩

午前１１時２５分再開

◇**副議長（新井賢次君）**　再開します。

◇**副議長（新井賢次君）**　次に、７番備前島久仁子議員の発言を許します。

〔７番　備前島久仁子君登壇〕

◇**７番（備前島久仁子君）**　議席番号７番備前島久仁子でございます。傍聴ありがとうございます。

昨日から、ベターデイズの話が出ておりますが、今度関越自動車道の西側に開発されます高崎市のランドマーク、ベターデイズは、本来ならあちらは２０１１年に完成する施設であり、当時は新聞にも、２００５年くらいの新聞には２０１１年に完成ということが報道されていたのです。私は、実家がその辺にありますので、大変私の地域が変わるな、ということで非常に期待していました。インターの完成が、２０１２年だったと思います。私は、生まれたときからその辺を見ていますので、大変期待をしていたのですが、現在２０２５年、ランドマークと言われるベターデイズの完成が、随分遅れているということであります。そのインターに乗るところの三角地帯、当時はうちの父が高崎市下滝町の工業団地造成開発に携わっておりましたので、１反があちらが１，４３０万円と聞いておりました。地権者は、全て高崎市の住人だったのですけれども、今度、玉村町の工業団地、道の駅の北側の工業団地２０ヘクタール､そちらも現在工事が進んでおりますけれども､そちらの地権者のほぼ７割が、やはり高崎市下滝町の住人でありまして、当時三角地帯が１反１，４３０万円という、その値段を知っている人たちにしてみると、なかなか玉村町の地権者がうんと言わないということもあったのですけれども、経緯が。そして、１人どうしても、中でも１人ごねている人がいるということで、当時前の町長、そして前の副町長に何とか許諾してほしいということがあって、私も実家に何度も足を運びました。そういうこともあって、今工業団地開発が進んでおります。今も見ますと、水田から工業団地の工事が始まっておりますけれども、時代が少しずつ変わってきて、工業団地が造成されているなと見ております。うまくいくといいなと思っております。ちなみにその工業団地の横に、私の父から譲り受けた５反があったのですが、残念ながらそこは工業団地のところに入っていなかったのは残念だったなというふうに思いますけれども、それが経緯でございます。

今回は、質問は２点ですので、さっくりと、ゆっくりと進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

まず１つ目、クリーンセンターの広域化への進捗状況についてであります。クリーンセンターの焼却施設は平成２年に竣工して、平成７年に人口増に伴うごみ量の増加によって改造工事を行って、平成１４年のダイオキシン対策工事、平成２４年度の基幹改良工事により、令和９年度までの延命化を図ってまいりました。現在では、１億円を超える年次整備工事費がかかっています。今後、単独でクリーンセンターを維持することは困難な状況にあるため、将来の広域化を見据えた前橋・桐生・伊勢崎・みどり・玉村一般廃棄物処理広域化協議会が設立されました。国は、焼却施設を統合することによる経費の削減及び温室効果ガス削減の観点から、ごみ処理の広域的な共同処理を推進していますが、その後の広域化への進捗状況を伺います。

２つ目は、総合運動公園の中にあります、テニスコートの改修事業について伺います。テニスコートのオムニコートは、砂の入った人工芝のテニスサーフェス、サーフェスというのは、コートの表面のことであり、日本ではとても普及しているコートです。コンクリートのコートだったものを、１０年以上前にオムニコートに改修してからは、雨に強くてクッション性があり、足腰への負担が少ないため、テニスプレーヤーには使いやすいと好評です。実際にオムニコート５面は、平日は高齢者のプレーヤーでとてもにぎわっております。テニスは、年齢を問わずに誰でもできる生涯スポーツであるため、施設の整備には利用者の声を生かしてほしいと考えます。そこで、屋根付きベンチと防風ネット、照明などの改修工事の内容について伺います。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　町長。

〔町長　石川眞男君登壇〕

◇町長（石川眞男君）　備前島久仁子議員のご質問にお答えします。

まず初めに、クリーンセンターの広域化への進捗状況についてお答えします。令和５年１１月に前橋・桐生・伊勢崎・みどり・玉村一般廃棄物処理広域化協議会が設立され、広域化処理に向けて協議を進めています。

協議会では、対象地域、整備目標年次、施設の種類、規模及び内容など、広域化処理の基本方針を協議・決定することになっており、これまで協議会を５回開催し、協議会での議題を提案するための担当者会議を月２回程度開催し、議論を重ねております。広域化での新焼却施設は、計画策定も含め、建設まで早くても１０年以上かかります。４市１町の人口規模や対象地域は、群馬県内では、規模の大きな枠組みです。このような状況から、協議には多くの時間が必要となります。

なお、令和９年度以降の町のクリーンセンターの延命化については、今後さらに多額の整備費がかかることが予想されることから、焼却委託も含め、将来的な方向を検討していきます。

次の、総合運動公園にあるテニスコートの改修事業についてのご質問は、教育長からお答えします。

◇副議長（新井賢次君）　教育長。

〔教育長　鈴木寛史君登壇〕

◇教育長（鈴木寛史君）　備前島久仁子議員の、総合運動公園にあるテニスコートの改修事業についての質問にお答えいたします。

玉村町総合運動公園のテニスコートは６面ございまして、その全てがオムニコートとなっております。平成２５年度に、それまでのコンクリートのコートから現在のオムニコートに改修されてから１２年目に入りましたが、指定管理者様に大切に維持していただいており、現在のところ大きな傷みもなく稼働しております。

備前島議員のおっしゃるとおり、平日・休日問わず、多くのプレーヤーがテニスを楽しんでいらっしゃる様子は、私も確認しており、水はけのよさや表面の砂の混ざり具合など、近隣市町村のオムニコートと比較しても、とても使いやすいコートであるとの評判を伺っております。ただし、改修前の設備をそのまま残した敷地内の照明ポールは、プレーに支障を来しかねない位置にあり、今後改善を要する箇所であると認識しておりますし、テニスコート南の外トイレにつきましても、老朽化が進んでいる状況にあると言えます。

しかしながら、テニスコートの大幅な改修については、今年度に総合運動公園管理棟の設計、来年度にその改修工事を控えており、Ｂ＆Ｇ海洋センターの大規模修繕も同時期に控えていることから、それらが完了した後の実施になるものと考えております。その際は、玉村町が令和２年度に作成しました「玉村町公共施設個別施設計画」における改修計画に基づいて、財政当局との協議を重ねてまいりたいと考えております。

ただし、ご指摘の屋根付きベンチにつきましては、指定管理者により、既に３月に破損箇所を修理していただいたところでございます。また、テニスコートの防風ネットにつきましては、今年度中に全面交換する予定となっております。さらに４月に入ってから、照明の不具合が１灯発生しましたが、既存の水銀灯が生産中止品となっており、交換できなかったため、仮設のＬＥＤ照明を設置して、利用者にご不便をおかけすることのないよう対処しております。

なお、令和６年１２月議会でも答弁させていただきましたが、体育施設の維持管理には大きな財政負担が伴いますので、今後も、町全体の状況を見ながら、可能な限りの住民ニーズに応えられるよう、綿密な検討を進めていく所存ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

◇副議長（新井賢次君）　７番備前島久仁子議員。

〔７番　備前島久仁子君発言〕

◇７番（備前島久仁子君）　それでは、自席より２回目の質問をさせていただきます。

丁寧な回答をありがとうございます。では、まずクリーンセンターの広域化の問題からお願いいたします。クリーンセンターの広域化は、時間が１０年以上はもちろんかかるわけでありますけれども、今後協議会を経て、会議をしながらいろんなものを決めていくということで、時間は相当かかるであろうということで、それはもう分かっている話であります。焼却施設を統合することによって、経費の削減ですとか、温室効果ガスの削減の観点から、国がごみの処理の広域的な共同処理を推進してい

るということであります。群馬県もそれに向かって、進んでいくという方向であると思うのです。

広域化のメリットとしては様々あると思うのですが、私が考える５つを挙げたいと思います。その中で特に重要と考えるものを、町としてはどのように考えているか伺います。そして、それ以外にも町の考えるメリットがあるかどうかも伺いたいと思います。

まず１つ目、共同処理施設の設立。複数の自治体が共同で利用できる処理施設を設立することで、コストの削減と処理能力の向上を図る。

２つ目、資源のリサイクル促進。廃棄物をリサイクルするための技術やプロセスを導入し、資源の再利用を促進し、これによって廃棄物の量を減少できる。

３つ目、情報の共有と連携。広域化を進めるためには、各自治体間の情報の共有と連携が不可欠です。成功事例や技術の共有を通じて、効果的な廃棄物管理を実現する。

４つ目、住民参加の促進。理解と協力を得るために、教育や啓蒙活動を行うことが重要です。住民が積極的にリサイクルや分別に参加することで、広域化の効果が高まる。

５つ目、政策の整備。国や地方自治体が広域化を支援するための政策を整備することで、補助金や税制優遇措置を通じて、地域の取組を後押しする。これらの取組を通じて、クリーンセンターの広域化が進むことで、より持続可能な社会の実現に寄与することが期待される。

この５つを考えますが、この中で特に町が重要と考えるもの、そしてそれ以外にも町の考える広域化へのメリットを問う。お願いします。

◇副議長（新井賢次君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えさせていただきます。

まず初めに、特に重要と考えることなのですけれども、一番初めの、共同処理施設の設立、複数の自治体が共同で利用できる処理施設を設立することで、コスト削減と処理能力の向上を図るということが最も重要だと考えております。こちらにつきましては、町長の答弁でもありましたが、町クリーンセンターは今後さらに多額の整備費がかかることが予想されますので、広域処理への推進が町の安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築につながると考えております。

続きまして、それ以外に、町の考える広域化へのメリットということなのですけれども、こちらにつきましては質問の中にもありますけれども、１つ目としまして、温室効果ガスの削減に貢献することができることだと考えます。２０２１年に改定されました地球温暖化対策計画において、２０５０年にカーボンニュートラルの実現に向けて、温室効果ガスの排出量を、２０３０年度に２０１３年度比４６％削減することを目指し、さらに５０％の高みに向け、挑戦を続けていくこととされたことを踏まえまして、広域化、集約化することにより、温室効果ガスの排出量の削減が見込まれるということです。

続きまして、２つ目なのですけれども、災害対策の強化につながると考えております。近年我が国

では、令和元年東日本台風、令和２年７月の豪雨、令和６年の能登半島地震等、毎年のように大規模な災害が発生しております。この気候変動に対しまして、強靭で持続可能な廃棄物処理システムを構築する観点からも、様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理するための拠点と捉え直し、平素より廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要があると考えております。

以上です。

◇副議長（新井賢次君）　７番備前島久仁子議員。

〔７番　備前島久仁子君発言〕

◇７番（備前島久仁子君）　先ほどの答弁の中で、焼却委託も今後検討していく必要があるということですが、具体的な内容を教えてください。

◇副議長（新井賢次君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

こちらにつきましては､町のクリーンセンターをこのまま修理して使っていくことと､焼却の委託、民間委託もありますので、そういう面でどちらが効率的、コスト的にも安いかなどを考えながら、検討しているところであります。

◇副議長（新井賢次君）　７番備前島久仁子議員。

〔７番　備前島久仁子君発言〕

◇７番（備前島久仁子君）　焼却施設はもう１０年以上がたっているために、どうしても老朽化が激しくて、長期間クリーンセンターを安定的に維持するためには、再度大規模な長寿命化工事が必要であるだろうと思われます。年間約１億円ほどのランニングコストがかかっているような状態で、早くても１０年と考えても、毎年毎年１億円ずつかけて、それを改修して少しずつ使っていくのか、また焼却施設、焼却の委託をしていくかというところで、その判断も迷うところでもあると思うのですけれども､町としてはそれを２つを考えながら､しかし稼働していかなくてはならないわけであります。住民へのお知らせなどを通じて、いかにしてごみも減らしていくかという対策として考えなくてはならないですね。

そして、町はいろいろなことを取り組んできているわけでありますけれども、ごみというのは、最近人口が減ってきておりますから､ごみもだんだん少なくなってきている状況であるかと思うのです。また、町民の意識もなるべくリサイクルに、そしてごみの減量化にということで意識がだんだん向きつつあります。それもやはり行政の力が大きくて、そういうものの宣伝をしたり、皆さんに取り組んでもらうような広報があるがゆえにそうしたものが求められてきて、住民の意識が変わってきているのももちろんだと思うのです。町としてやるべきこととして、さらにごみの減量化ですとか、リサイクルを推進するということで、役場の入り口にも、燃やさなくても引き取りますよということで、あ

あいうものもすごくいっぱいになっているような状態で、だんだん人々の関心がそういうところに向いてきていると思うのですが、まだまだ燃やさずに、そういうものをリサイクルとして出すということをもっともっと徹底して行ってほしいなと思うのですが、現実として役場の入り口であのように集めたもの、あれはどのように処理していくのですか。

◇副議長（新井賢次君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

役場の入り口、文化センター、あと海洋センター、そちらには同じように、衣類のリサイクルボックスがありまして、そちらにつきましては一度クリーンセンターに回収しまして、売却という形で、本当に汚いものは焼却に回すと思うのですけれども、買取り業者に売却を行っております。

◇副議長（新井賢次君）　７番備前島久仁子議員。

〔７番　備前島久仁子君発言〕

◇７番（備前島久仁子君）　売却ということであれば、お金も少しは町に入ってくるということでしょうか。そのためにも、燃やさないということのためには炉を傷めないということもありますので、町民への周知というのも徹底して行うという必要がやはりあるかと思うのですが、古紙、新聞はもちろん燃やす人はいないと思うのですけれども、古紙です。お菓子の箱ですとかトイレットペーパーの芯や封筒ですとか、あれが結構１週間のうちに大変たまるのですが、それも全て燃えるごみとして出している方が非常に多いと思うのです。まだまだ古紙の回収、リサイクルの周知というのもこれからもどんどんやっていってほしいと思うのですが、その辺の、まだまだだなと思う要因はどこだと思いますか。

◇副議長（新井賢次君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

確かに、全員にリサイクルのほうにごみの分別をしていただくというのはかなり難しい問題だと思います。ただ、地区での分別回収や、あとは子ども育成会での資源ごみの回収などいろいろと行っております。また、広報とかホームページでも、ごみの分別を呼びかけていきますので、そのようなところで周知していくしかないのかなと考えております。

◇副議長（新井賢次君）　７番備前島久仁子議員。

〔７番　備前島久仁子君発言〕

◇７番（備前島久仁子君）　取り組んでいただきたいと思います。また広域化の話に戻りますけれども、広域化の協議会を何度も開いて話し合っていくわけでありますけれども、広域化でありますと、クリーンセンターを、今度はどこに造るかということが、一番大きな要になるのではないかと思うのです。できるだけ引き受けたくないというようなこともあるかと思うのですけれども、広域化で造っ

たけれども、住民とのトラブルがあるとか、そういうものも全国で起こってきておりまして、場所の選定、地域の選定というのは非常に、一番難航するところではないですか。どうでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

町長の答弁のとおり、広域化への進捗は何も決まっていないのが現状でありまして、この場で発言できるものがなく、大変申し訳ありません。協議会では、４市１町の現状把握として、現在の清掃施設の位置や現状の各市町の分別区分や回収方法、ごみの排出量の推移などの情報を整理しております。情報整理した内容を踏まえまして、将来人口の推計を基に１０年後のごみ総排出量を検証し、これから焼却施設の規模の検証を行っていっているところであります。

また、ごみ処理施設につきましては、焼却施設だけではなく、不燃物の処理施設や資源ごみのリサイクル施設、管理棟や最終処分場など、付随する様々な施設についても、広域化後の運営方法など、同時に検討していかなければならない課題が山積しております。この場でごみの焼却施設の場所についてはちょっとお答えできません。すみませんが、よろしくお願いします。

◇副議長（新井賢次君）　７番備前島久仁子議員。

〔７番　備前島久仁子君発言〕

◇７番（備前島久仁子君）　もちろん、これから何度も何度も話を進めていきながら、その場所も決めていくのだと思いますから、現在どうこうということではありませんけれども、時間をかけてそういう選定をしていくのが、場所の選定が一番困難であろうなと推測されるということなのですけれども、今後また新しいものが決まれば、またそれは随時私たちにもお知らせしていただきたいと思います。それと、先ほども言っておりました町が取り組むこととして、町民へのリサイクルへの周知ですとか、結局私たちができることは何かといえば、ごみを少し減らすこと、そしてリサイクルに回せるものを回すこと、そして温室効果ガスを削減するために、自分としては何ができるかということをまず考えることだと思うのです。それは町のレベル、そして住民一人一人のレベルとはいろいろあると思うのです。職員の方々がエレベーターを使わないという、そういうことの１つもやはりそれに値すると思いますし、お昼のときに役場の庁舎を暗くしておりますけれども、そういうことも電気の削減ということでなっていると思いますので、そうした１つ１つの意識と積み重ねが、やはり温室効果ガスの削減につながっていると思います。

温室効果ガスの削減というのは、もちろん持続可能な未来を築くための重要なステップでありますし、そして地球環境を守るために必要不可欠な活動であります。以前この問題にどう対処するのかと言われたときに日本の大臣が、クールに、そしてセクシーに取り組むというインタビューで言ったのを思い出したのですけれども、セクシーとクールだけでは取り組めないので、１つ１つ着実に取り組んでいくことが必要かなと思います。

また、今後についてなのですが、取りあえず、しばらくは１億円ずつでもかけてでも、クリーンセンターの延命化を進めていかなくてはならないような現状にありますね。

◇副議長（新井賢次君）　環境安全課長。

〔環境安全課長　齋藤　博君発言〕

◇環境安全課長（齋藤　博君）　お答えいたします。

現在の状況ですと、令和９年までは修繕で維持できるということは聞いておりまして、それ以降につきましては、どれくらいの修繕が必要になってくるかというのは、また管理している会社とも協議しながら検討していくしかないかと考えております。

◇副議長（新井賢次君）　７番備前島久仁子議員。

〔７番　備前島久仁子君発言〕

◇７番（備前島久仁子君）　今後につきましては、ごみ処理の広域化による共同処理が図られる時期までの間、適切な施設の維持管理に努めて、必要最小限の延命化によって、そして持続可能なごみの処理の行政の推進が図られるように要望いたします。

続きまして、テニスコートの質問に移ります。まず、テニスコートの管理なのですが、とてもよくしてもらっているということで、テニスプレーヤーの方々が、皆さん褒めております。細かな砂も十分に足りていて、そして、雪が降った日、雨が降った日があっても、すぐに使えるように管理をしてもらっているので、大変にありがたいと、口々に指定管理者の方々を褒めておりまして、非常に小まめに丁寧に管理してもらっているのだということを聞きましてうれしくなりましたし、また指定管理者の方に、本当に日々のご苦労ありがとうございますと伝えたいところであります。プレーヤーにしてみれば、雪が降っても次の日は使えるかな、ということでテニスコートに行くと思うのですけれども、そのように整備がされているということはうれしいことであります。

そして、教育長もテニスをされるということですけれども、私も最近はグラウンドゴルフをよくやりまして、その後テニスコートに行きますと、私もテニスコートで１０年くらいテニスをやっていましたので、仲間の人たちがまだいっぱいいてプレーをしているのです。そうすると、防風ネットを確認すると、かなりぼろぼろになっているものがありますし、そしてこの間屋根を修理してもらったのですけれども、屋根の下のベンチのところの、６客あるベンチのうち真ん中をよく使うのです。ベンチが、やはり木ですからはげていて、それが全部ささくれ状態でジャージに刺さるので、この椅子だけでも何とか取り替えてもらいたいということを言っておりました。

以前に真ん中にあります休憩所をフェンスの外に出して、土手になっているところを削って、そこのところに休憩所を造るのではないかという話をちょっと聞いたことがあるのですが、利用者の方に言わせると、そこで正式な試合を、大会を行っているわけではなくて、高齢者が本当に日常のように使っているのだと。なので、ちょっと休むところ、そしてちょっと荷物を置いたり、着替えを置いたり、水筒を置いておくところがなくなると困るのだという話なのです。ですから、そんな大改修をし

て外に持っていかなくてもいいので、ぜひここのベンチはこのままにしておいてほしいという強い要望がありました。

そして、もう一つは、第１コートと第５コートのところに、端にベンチがあるのですけれども、やはり日陰がないので、ぜひ屋根もつけてほしいということを言われました。あるいは、また西側から入る、西側の第１コートに入るフェンスの入り口に、鍵がかかったままになっているので、西側のフェンスを開けてもらってそこから入るようにできないかとか、そういう要望がありました。そういう小さな要望を、私たちはどこへ伝えたらいいのでしょうかということも言われたのですが、そういう要望は、直接指定管理者に伝えてもいいのでしょうか。

◇副議長（新井賢次君）　生涯学習課長。

〔生涯学習課長　畑中哲哉君発言〕

◇生涯学習課長（畑中哲哉君）　お答えさせていただきます。

いつもテニスコートのご利用をいただきありがとうございます。細かい要望については、指定管理者にお話しいただければと思います。毎月必ず月報という形で、こういう要望があったとか、こういう事故があったとか、必ず報告は来ますので、当然我々もしょっちゅう指定管理者とは顔を合わせますので、ぜひ遠慮なく、今後の改修に向けて参考にしたいところもございますので、お話しいただければと思います。

◇副議長（新井賢次君）　７番備前島久仁子議員。

〔７番　備前島久仁子君発言〕

◇７番（備前島久仁子君）　分かりました。そのように伝えておきます。

やはり利用者が一番、その状況をよく知っておりますので、これから大規模な改修を行っていくときには、ぜひ利用者の声を第一番に考えていただいて、そしてできるだけ使用できない時間を短く、少なくしていただきたい。休憩をする場所がそこでいいというのであれば、休憩所を外に持っていくよりもよっぽど工事費もかかりませんし、屋根とベンチを直すだけということであればコストもかからないわけでありますので、コストのかからない方法で、そして使用できない期間を短くするということで､利用者の声を聞いていただければなと思いますので､その点はどうぞよろしくお願いします。

教育長がテニスをされるということで、実際やってみれば、どういう状況で、どういう勝手があるかというのがよく分かると思いますので、教育長の声もぜひ出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、１つ、教育長に町民の声としてお届けしたいものがありましたので、ちょっとご紹介させていただくのですけれども、実は、７０歳の男性なのですけれども、小学校６年生と中学３年生の孫がいて、そしてコロナが過ぎて、小中学校の式典がとてもスマートに、短縮されるようになりました。しかし、小中学校というのは地域の人の力で共同で育てていくというところが大きいと思うのだと言われるのです。稲刈りの体験、昔遊び、そして通学路のパトロールや旗振り、また読み聞かせ、

必ず地域の方が小中学校を見守っています。地域の力というのはあると思うのですけれども、その地域の人たちが、せめて年１回の入学式と卒業式、そのような式典に全く参加できない状態で、大変寂しいと、その子たちの卒業の様子を見ることができなくて寂しいという声をいただきました。

学校側としましては、たくさんの来賓の方を接待するのが大変ということもあると思うのですが、お茶などの接待は１つも要らないのだと。ただ、地域の方で卒業式を見守ってください、入学式に来て子供たちの入学を祝ってあげてくださいという、そういう気持ちで、どうか地域の有職者の方たちをもう一度式典に招いてほしいということを強く言われました。その方は、自分の孫の卒業式に行くのが楽しみで、長寿会長をずっと続けているそうです。そういう方もいるのだなと思いましたので、これは地域の住民の方の声でありますので、しっかりと教育長に届けますということを伝えました。ぜひ式典、堅苦しい参加ではなくて、来賓というような紹介でなくてもいいと思うのです。ただ後ろでも見守っていてくださいでもいいと思いますので、地域の方をぜひ式典には招いてほしいということを言われましたので、ここで申し伝えたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、これで一般質問を終わります。

◇

○散　　会

◇副議長（新井賢次君）　以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

なお、次の本会議は１１日水曜日です。午後２時半までに議場にご参集ください。

ご苦労さまでした。

午後０時１分散会